

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 26. 4. 9 第 186 回国会第 9 号

4 月 9 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 28 号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 29 号）

- ・太田国土交通大臣、関内閣府副大臣、高木国土交通副大臣、野上国土交通副大臣、土井国土交通大臣政務官、坂井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

長 坂 康 正君（自民）

- ・愛知県稲沢市稲沢東部地区における拠点機能強化を図るまちづくりにおいては、図書館、市民会館、病院を集約して、市民サービスの拠点化を図っている。都市再生特別措置法等の改正に伴い、国土交通省所管外の医療施設、介護施設及び文化施設を集約するために、どのような財政支援があるのか。
- ・合併市町村においては、規模の大きな拠点地域への都市機能の一極集中が発生しており、それ以外の地域での生活が不便になることが懸念されている。都市再生特別措置法等改正案でコンパクトシティを推進することにより、合併市町村においてさらに一極集中が進むと思われるが、国土交通省はどのように対応するのか。
- ・市町村においては、立地適正化計画や地域公共交通網形成計画を作成するための十分なノウハウが不足している。両法律案を円滑に運用するために、国土交通省は、どのように市町村にノウハウを提供していくのか。

中 村 裕 之君（自民）

- ・都市再生特別措置法等改正案にある立地適正化計画に基づきコンパクトシティ化を推進することは重要と考えるが、一方、過疎地域においては限界集落を生む可能性がある。立地適正化計画の作成を想定している都市の人口規模について伺いたい。また、同計画を作成する際、何年先の将来を想定すべきか。
- ・立地適正化計画による居住誘導区域の設定により、同区域外では空き家の増加が懸念される。空き家は個人の所有であるものの、適正な管理のための支援が必要と考えるが、国土交通省としてどのように対応するつもりか。
- ・都市機能誘導区域、居住誘導区域の設定により、それぞれの区域外の地価が下落することも想定される。そのような状況となった場合、個人の財産権を侵害することにならないか。

伊 藤 渉君（公明）

- ・昨年の 11 月に公明党は、地方都市の活性化のために各省庁で行われている支援施策の有機的な連携を要請したが、政府全体で地域の実情に合わせてサポートする取組があるか伺いたい。
- ・都市機能誘導区域に誘導すべき都市機能増進施設は地方都市によって千差万別であると思われる。国土交通省はどのようなものを想定しているか。
- ・都市機能誘導区域、居住誘導区域の規模、範囲及び講ずべき施策について国土交通省はどのような想定をしているのか。また、都市機能誘導区域等の指定には人口等の将来の見通しを勘案することが求められているが、人口減少・少子高齢化を考慮して同計画を定めることは地方の首長にとっては難しい課題であると思われる。同計画を定めるに当たり、どのようなデータを用いるべきか。

三日月 大 造君（民主）

- ・沖ノ鳥島の工事現場で死亡事故が発生したが、沖ノ鳥島における事業は国益の観点からも重要であり、今後万全の措置が必要だと考えるがいかがか。
- ・地方都市における人口密度の低い地域の増加や交通の状況等を踏まえると、都市再生と公共交通の活性化が重要であると考え政府の認識はいかがか。
- ・都市再生特別措置法等改正案に基づく立地適正化計画に実効性を持たせるため、どのような支援措置を講じるのか。
- ・居住誘導区域外に住む集住に適さない農業等に従事する方々に対してはどのような配慮がなされるのか。
- ・地域公共交通活性化・再生法改正案において、地域公共交通網形成計画に定める事項に同計画の達成状況の評価に関する事項を追加することとした理由は何か。数値化されにくい事項（公共交通の役割等）についても評価事項に位置付けることが重要だと考えるがいかがか。

若井康彦君（民主）

- ・都市再生特別措置法等改正案の提出の背景として人口減少社会や社会資本の老朽化等があると思うが、これらへの対応のほかに本法律案の目的とするものはあるか。
- ・連たんした市街化区域について今後どのような対策を講じていくのか。
- ・今回の都市再生特別措置法等の改正を踏まえ、下水道の計画等これまでの都市計画を見直す必要があるのではないか。

坂元大輔君（維新）

- ・市街化区域の広がりをくい止めることに関し、今回の都市再生特別措置法等の改正は、これまでの手法とどのような点が異なるのか。また、どのような効果を期待しているのか。
- ・立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域や都市機能誘導区域以外の土地の有効活用という視点を踏まえて作成するべきではないか。
- ・地域公共交通を担当する地方公共団体の人材やノウハウの不足に関し、今後国土交通省はどのような支援を講じていくのか。

松田学君（維新）

- ・コンパクトシティについては、様々な政策分野の観点から関係各省庁でそれぞれ施策を展開しているが、今回の都市再生特別措置法等改正案は、各省庁の施策に横串を刺す上位法として位置付けられるものなのか。
- ・かつて、国土交通省では、多極分散型国土形成の考え方の下で、全国各地で道路等の社会資本整備が進められた経緯があるが、今回の両法律案の提出を機に、この考え方を転換すべきではないか。大臣の見解はいかがか。
- ・超高齢化社会における拠点型まちづくりとして、どのような都市の在り方をモデルとして考えているか。

杉本かずみ君（みんな）

- ・都市機能誘導区域や居住誘導区域の区域外での建築等を事前届出とし、市町村による勧告の対象とすることは、憲法第 22 条に定める居住・移転の自由の権利を侵害することにならないか。
- ・両法律案は、先月国土交通省が策定した新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）においてどのような位置付けとされているか。
- ・コンパクトシティの取組では、富山市が成功例と紹介されることが多いが、コンパクトシティを推進する上で、留意すべき点として、どのようなことがあるか。
- ・複数の市町村が共同して 1 つの立地適正化計画を作成することはできるのか。複数の市町村で同計画を作成した場合に、各市町村の財政負担は、どのようになるのか。